



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

ネット情報で梅の花が咲き始めているとありましたので、今年初めて縮景園に行ってきました。まだ梅の花はちらほら咲いている感じで（木や種類によるようですが）満開はおそらく来週か再来週のようでした。ここ最近特にですが、桜は先始めるとあっという間に満開になり、なかなか見ごろのタイミングが難しいですが、梅は少しずついろいろな種類の花や、柔らかいほのかな香りも楽しめてよいと思います。



今回は、所有者不明土地などに関する法改正に関する中間試案の紹介の2回目と、お金の支払を求める場合の注意点に関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルの記事になります。それ以外の記事は今回は人材育成（教育）に関するものです。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

当メールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

隣の家との関係や遺産の分割管理への影響は？民法等改正に関する中間試案が公表（その②）。

20.02.04 | オリジナルメルマガ



先日、隣の家との権利関係の調整や空き家をどうするのか等の法律の改正のための中間試案が発表されました。あくまでも中間試案ではありますが、ここでは触れないだけでも相続の登記の義務化（現在は義務ではないため、未了の土地はたくさんあります）等登記の関係も多数存在するところです。

今回は、遺産の分割や管理に関する事柄と隣近所の関係での法律の規制の変化の項目について触れていきます。ちなみに、前回のメルマガで空き家関連の話を触れています。



○遺産分割に関する内容は？

・現在の制度は？

現在の制度では、遺産分割は財産を持っている方が亡くなった後いつまでも分割の話し合いをすることができます。相続の登記（土地や建物）は義務ではないため、名義変更がされないまま二代・三代にわたって相続がなされないことがあります。特に、田舎の家や山などでは多いのではないでしょうか？

この場合、相続人が誰かを調査することも大変ですし、分割を行うのも多くは法律で定まった分割割合で行うにしても、実際の財産を誰が取得するのかは、こうしたケースであんまり誰も積極的になれないからこそ放っておかれたという面もあり、大変になってきます。

また、相続放棄をしてもその後も実は放棄をした方が遺産の管理を行う必要があり、そうした点をどうすればいいのかという点で問題があります。

・改正中間試案の内容は？

以下では簡単に概要のみ触れていきます。ここでの話は遺言で財産の処分が決められることもなく、かといって遺産分割がすぐなされるわけでもない場合を想定しているものと思われます。

現在でも遺産は複数相続人がいれば共有となり、誰かが管理をすることになります（管理をしていない場合には、管理人を選任することができますが、ここは前回に触っています）。老朽化した建物の修理は単独で行っても問題はありませんが、他の方に貸すなどのことをする場合には他の相続人の同意を得る必要があります。

このどこまで同意を得る必要があるのかといった点の明確化や同意するかの回答がない場合にその方の同意を得ることなく管理や処分ができるようにするとの内容となっています。

また、現在でも裁判所に申し立てをすれば遺産分割前に財産を管理する方を選任してほしいと求めることはできますが、今後は相続人同士の話し合い（相続分の過半数の同意が必要）で選任を図ることされています。相続人の中には遠縁過ぎて反応がない方もありますので、先ほどの同意を不要にするための方策（面倒ですが回答を求めるなど）をとる必要が出てくるでしょう。

ちなみに、相続放棄をする場合には放棄時点で実際に管理をしている財産を引き続き管理する義務を負う形になります。

遺産分割については、放っておくと遺産分割 자체をできないようにするのかどうか・できないようにする場合にはどの時点までを必要とするのかをさらに検討するとしています。遺産分割は、法律で定められた割合の修正があるのかどうか・実際にどのように財産を分けるか話し合いをするわけなので、この点に影響が生じる可能性があるでしょう。この場合に個別財産について共有物分割の手続きのみになる可能性もあります。

また、相続開始から10年が経過すると、法律上の相続分外で分けることを制限する形での遺産分割しか許容しない・この場合に遺産分割の手続きにするのか、個別財産ごとに共有物分割の手続きのみにするのかを検討するとされています。

現在は遺産分割の手続き（話し合いが難しい場合には、家庭裁判所での話し合いか裁判官の判断を求めることがあります）によっていますが、こうした負担を減らすこと目的にしている者と考えられます。こうした場合には、行方が分からない遺産に権利を持つ方などがありますが、この場合には持ち分の取得（対応するだけのお金の支払いが必要）の制度が設けられることが検討されています。

これらの手続きは、相続開始から時間が経過し様々な資料が存在しなくなる（保管していない）状況でそう属分の修正などのために話し合いを行うとなると時間がかかり煩雑になるうえに、修正を求める側には早めに話合いをするよう仕向けても問題はないだろうという意図に基づくものです。早めに遺産分割のための話し合いを進めさせる・合理化を進めていくという意図に基づくものといえるでしょう。

○隣近所の土地の利用については？

現在も様々な規制が設けられていますが、一部改正を行う案が出ています。

- ・自分の家の修理や壁などを作るための隣の家への立ち入り

現在は隣の家の承諾が必要になります。承諾がない場合は裁判を起こして承諾に代わる判断等を得る必要があります。隣の家にある木の枝を切除する場合や隣地との境界画定のための測量のためには認められていませんでした。この場合も立ち入り請求ができるようになるとともに（同意がない場合にはこれまでと同様に承諾に代わる裁判所の判断が必要になる等のことが前提とされています），立ち入りへの許可の回答を求めたのに回答がない場合や緊急時は当然に立ち入りができるという方向が提案されています。

ちなみに、家への立ち入りは現在は必ず承諾は必要（判決では変えられない）とされていますが、これを判決で変えられるようにするとの案が出されています。

- ・隣の家から出てきた木の枝の切除

現在は隣地の家の方に切除を請求できるだけですが、一定の場合に自ら切除をすることができるようになりますとの案が出ています。これは現在同じ木でも根は勝手に切ることができる点との違いが存在する点の合理性を踏まえて一部変更する意図に基づくものです。

- ・その他

周りに土地があるために自分の土地にガスや水道管を引き込むための隣接地を利用させてもらうことや前回詳しく触れましたが、屋根やがけ崩れの恐れのある隣の家に対して、予防対応を求める制度を設けることが挙げられています。このうち、後者は現在も予防の必要性と対応策を示して請求をすることはできますが、こうした点を変更することなく、後の費用負担の際の規定を設けることが新たな意味合いを持ちます。簡単に触れますと、隣地の所有者に落ち度がない場合に、予防対応にかかる費用の一部を負担させない・そのための手続きを設ける（こちらは今後検討）という点が明確化される方向とされています。

このように、土地や建物は相続を含めて今後制度変更が予定されています。特に田舎等で多い空き家や所有者が分からず土地を念頭においていますので、全く他人事とは言えない点があるものと思われます。

未払いのお金の支払いを要求することが恐喝行為になる可能性も？相手への請求について注意すべき点は？

20.02.04 | オリジナルメルマガ



売掛金や貸したお金が支払われないことは、様々な場面であります。支払ってもらう根拠があるお金の請求には問題がないのが原則ですが、請求の仕方によってはご自身にとってのリスクが得てくる可能性もあります。今回は恐喝行為になるのかどうかという点から触れていきます。



○恐喝行為とは？

おどろおどろしい言葉ですが、簡単に言えば相手にお金の支払いをさせる・支払いを逃れようとして、相手に恐怖心を与える言動をすることです。例えば、相手に100万円を貸しているけれども、いつまでたっても返してもらえない場合で考えてみます。

いつまでも返してもらえないと腹が立ってくるところだと思いますが、こうした場面で「家や家族のもとに押しかけて滅茶苦茶にする」・「生活や商売ができないようにする」等という話を言った場合には、そこでの言い方にもよりますが、多くのケースでは相手を怖がらせてお金を払ってもらおうという話であると考えられますから、恐喝行為になる可能性が高くなっています。ちなみに、先ほどのケースで実際に家にやってきて帰ってほしいと言われているのに帰らない場合には住居侵入行為あるいは不退去行為になります。返済の代わりに無理に何かを持って帰るということになれば窃盗などの行為になりかねません。言い換えると、犯罪になりかねないというのがここでの問題点です。

先ほどの話が支払いを待ってもらうために行ったものであっても、同様に恐喝行為に当たる可能性があります。お金の支払いを求めてはいないけれども、相手やその親族に危害を加えて相手の権利行使を阻もうとすれば、恐喝行為ほどナルティは大きくはないものの、強要行為となりかねません。

いずれにしても、いかに相手に対して請求できるお金があったとしても、請求の際の話した内容や言動の内容によってはペナルティが出てきかねませんので、注意が必要です。ちなみに、正当とみられ相手の違法行為を役所に伝える伝えるという話についても、伝えてほしくなければお金を支払えというやり方をとる場合には恐喝行為には該当する可能性があります。こうしたケースで実際相手が警察に言うのか・いったとして警察が動くのかという問題は別途ありますが、リスクがある方法であるという点の理解はあったほうがいいように思われます。

いずれにしても、脅す行為があれば実際にお金を回収した・支払いを逃れたことがなくとも犯罪になります。

○恐喝行為がある場合のリスクとは？

一番のリスクは、犯罪に該当してしまうために、相手方から警察などに相談をされた場合には、捜査がなされ刑罰のペナルティの可能性が出てくる点です。刑罰については、あくまでも法律で定められているのは10年以下の懲役刑（刑務所で服役すること）ですが、相手に被害を与えるタイプの犯罪ですから、被害弁償をするなどして示談がなされていれば、服役や刑事裁判になる可能性は低くなります。通常は、操作で取り調べがなされる段階で示談交渉を進めるケースが多くなりますから、そこでの解決を図ることになります。

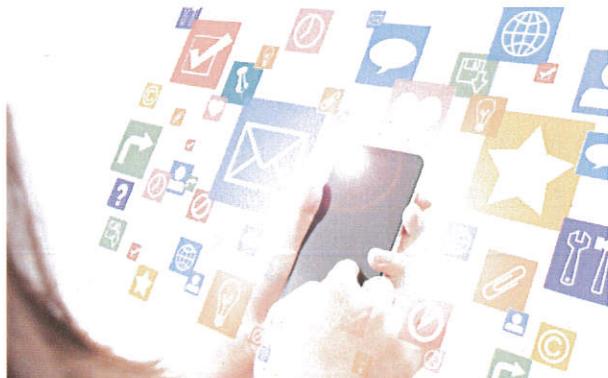
ここからもわかりますように、一番のリスクは攻守が逆転する、相手に攻め手を与えてしまう点（裏返すと、処罰可能性が出てくる・賠償請求を受ける可能性が出てくる）が一番のリスクポイントです。言った言わないの話になることが多いですが、メールやラインその他証拠になるものが存在する・会話であっても録音されている場合には不利な証拠になりかねません。

言い換えると、相手からこうした物言いをされている際に身を守るための手段として有効（ちなみに、無理なクレーマーからの請求にもこうした手段での対応は有効です）となります。

このように、請求をする側・言われない請求を受ける側にとっても、請求の仕方が恐喝行為に当たるのかどうかは重要な話です。

SNSを活用して採用活動を行う『ソーシャルリクルーティング』とは？

20.01.28 |



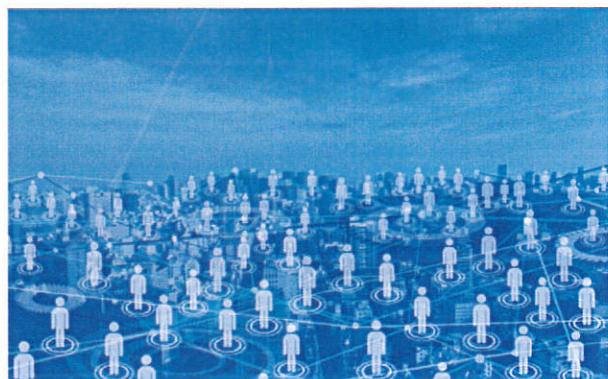
近年、TwitterやInstagram、Facebookなどの

SNSの利用者は増えつつあり、広報活動の一環としてSNSを活用している企業も少なくありません。

さらに、採用活動にも使用する企業が増えてきました。

こうした採用活動は、『ソーシャルリクルーティング』とも呼ばれ、従来の求人サイトや、ハローワークなどには頼らない、新しい採用手法として注目を集めています。

ソーシャルリクルーティングのメリットや活用法、注意点などを紹介していきます。



『ソーシャルリクルーティング』のメリット

アメリカなどではすでに一般化している『ソーシャルリクルーティング』を日本でも採用する企業が増えてきました。

ソーシャルリクルーティングは企業側の求人情報を求職者に向けて発信できるだけではなく、求職者自身の情報を得ることができる、双向間にメリットがある新しい採用方法です。

企業側の大きなメリットとしては、**採用コストがほとんどかからない**ことがあげられます。TwitterもInstagramも、SNSは基本的に無料で運用できるため、従来の求人サイトや求人広告のような費用がかかりません。

また、**運用の手間がそれほどかからない**のも特徴です。

SNSであれば、Webの知識などがそれほどなくても、PCやスマホがあればいつでも、情報を投稿することができますし、複雑な作業も必要ありません。

もし会社がすでに広報用にSNSを利用していれば、それをそのまま採用のためのSNSにしてしまってもいいですし、新たに始めるにしても、ハードルはそれほど高くありません。

そして、SNSの特徴の一つである**拡散力の強さ**も大きな魅力です。

たとえば、従来の求人情報であれば、自社に関心を持った求職者にしか見てくれませんが、SNSであれば、求人情報だけに限らず、会社の取り組みや事業内容、社内の雰囲気や、各種イベントの様子なども、ユーザーによって拡散されるため、自社のことをまったく知らない不特定多数のユーザーにも認知してもらうことが可能になります。

逆に**企業側が求職者の情報を集めることも可能**です。

SNSを通じて応募してくるということは、応募者もまたSNSを利用しているということ。

応募者がどのような人なのか、すべてではないにしろ、普段の生活や交友関係、考え方や価値観なども推察することができます。

この段階で自社に適さない人材かどうかを知ることもできるため、余計な手間がかからないというメリットもあります。

企業側は、コストをかけずに、従来の求人サイトの何倍もの情報を発信できますし、求職者側は、知りたい情報を簡単に手に入れられるという、双方にメリットのある採用方法であるため、現在、ソーシャルリクルーティングを導入する企業が急増しています。

それぞれのSNSの特徴を押さえた導入を

では、いったいどのようにしてソーシャルリクルーティングを始めればいいでしょうか。まずは、**自社に合ったSNSを選ぶことからスタート**します。

SNSにはそれぞれ特徴があります。

Twitterであれば、ユーザーは20～30代が中心で、気軽にタイムリーに投稿できるのが特徴です。

また、レストランや雑貨店など、写真でアピールできる会社は、画像投稿がメインのInstagram、中途採用を考えている企業は、20～50代の幅広い層で利用されているFacebookなどがあります。

ほかにも、YouTubeやLINE、TikTokなどの種類があるので、どのSNSが合っているのかを、よく考えてみてください。

導入するSNSを選択した後は、担当者や更新頻度、さらには目的とするターゲットや、何を投稿するのかなどを決めていきます。

やみくもにスタートさせても、思ったような効果を得ることはできません。

SNSの運用が始まったら、あらかじめ決めた内容に沿って、会社の情報を投稿していきます。

求人情報などはもちろん必要ですが、ときには社員の食事風景や、雑談している様子など、ユーモアのある内容も喜ばれます。

臨機応変に、適時、求職者の求める情報を発信していきましょう。

さらに、それぞれのSNSには他人には見られないメッセージ機能がついているので、応募者はメッセージ機能を使って応募することができます。

そうすることによって、求人サイトなどを介さずに、求職者と企業が直接やり取りを行うことができるというわけです。

このように多くのメリットがあるソーシャルリクリーティングですが、悪い情報が拡散されてしまったり、投稿した内容が思いがけず“炎上”してしまったりというようなリスクも存在します。

また、すぐに効果は出ないので、辛抱強く、投稿を続けなくてはいけません。

しかし、これらの点に注意しながら運用していくれば、大きな成果を得ることができるはずです。

企業側がSNSで求人情報を発信し、求職者が直接メッセージを送って応募するソーシャルリクリーティングは、今後も増えていくことが予想されます。

採用に行き詰まりを感じていたり、人材不足に悩んでいたりする企業は、この新しい採用方法の導入を考えてみてはいかがでしょうか。

※本記事の記載内容は、2020年1月現在の法令・情報等に基づいています。